

医薬品製造業許可申請書

製造所の名称		鴨江薬局		
製造所の所在地		浜松市中央区鴨江 2-11-2		
許可の区分		薬局製造販売医薬品の製造業		
製造所の構造設備の概要		別紙の通り		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		鴨江太郎、鴨江花子、元城次郎		
管理者又は責任技術者	氏名	鴨江次郎	資格	薬剤師
	住所	浜松市中央区鴨江 2-11-2		
申請者(法人にあつては薬事に関する業務に責任を有する役員を含む)の欠格条項	(1) 法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者			薬局の管理者の住所及び氏名を記入する。
	(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者			
	(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3 年を経過していない者			
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から 2 年を経過していない者			
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者			
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			
	(7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者			
備考		薬局の開設許可番号及び許可年月日 第 1-000 号 令和00年00月00日		

上記により、医薬品の製造業の許可を申請します。

現在の許可の有効期間の開始日を記入する

00年 00月 00日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

浜松市中央区元城町 103 番地の 2

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社鴨江薬局

代表取締役 鴨江太郎

（あて先）浜松市保健所長 【添付書類】なし 【手数料】¥11,000